

下野市生垣奨励補助金制度の手引き

補助の目的

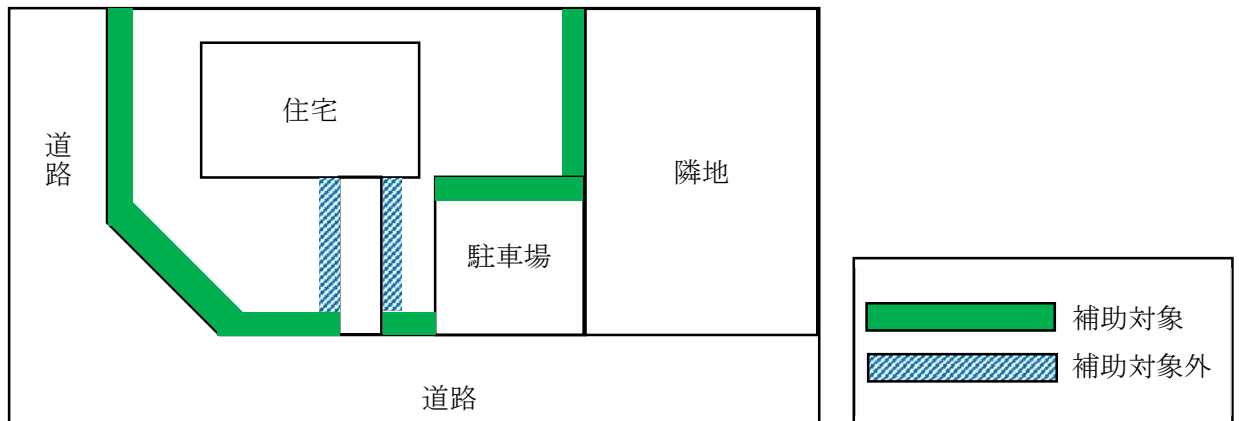
緑化を推進し、緑豊かな潤いのある生活環境の実現を図るため、生垣の設置に必要な経費の一部を補助します。

補助金額

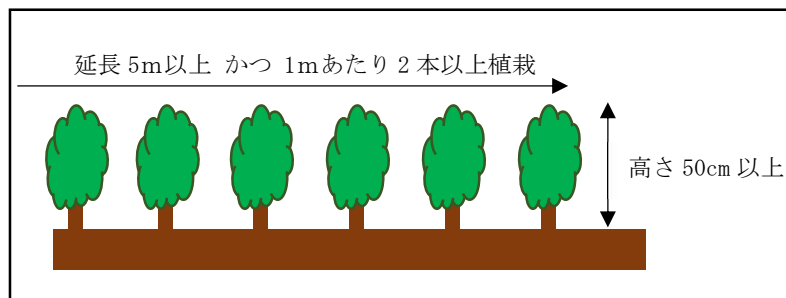
生垣設置にかかった費用の2分の1の額（上限5万円）

補助対象の生垣……以下のすべてを満たすものが対象となります。

- (1) 住宅及び事業所等の建物の敷地内に設置されるもの。
- (2) 道路に面した場所又は隣地境界、水路との境界部分に設置されるもの。
ただし、門、車庫等に用いる部分についてはこの限りではない。

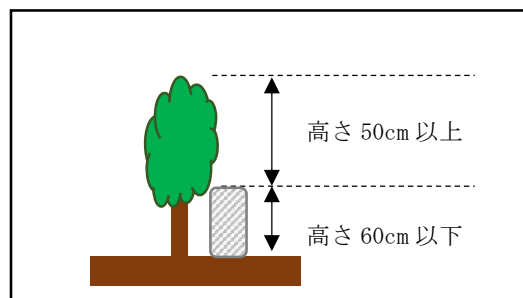
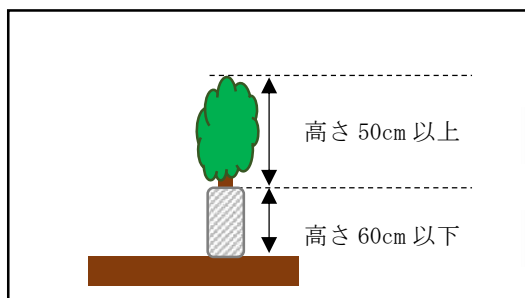


- (3) 生垣の延長が5 m以上あるもの。
- (4) 高さ50 cm以上のものを1 mあたり2本以上植栽するもの。



(5) 構造物の上部に植栽する場合は、構造物の高さが地盤面から60cm以下であること。

(6) 構造物の内側に植栽する場合は、構造物の高さが60cm以下であり、道路面から見た生垣の高さが50cm以上であること。



(7) 生垣の樹種は生垣に適した樹木とし、果樹園の近くにはカイズカイブキ等ビャクシン類は植栽しないこと。

生垣に適した樹種

- ・マサキ ・ドウダンツツジ ・カナメモチ ・サザンカ ・トキワマンサク
- ・ツバキ ・イヌツゲ ・キンメツゲ ・レンギョウ ・ヒイラギ など

注意点

- 補助金の交付を希望する場合は、生垣を設置する前に申請が必要です。
- 同一敷地内の補助金の交付は1回限りです。
- 補助金の交付を受けて生垣を設置した場合は、生垣の適切な管理に努め、伐採や持ち出しを行ってはいけません。
- 自治医科大学周辺地区地区計画の区域内の場合は、地区計画の届出が必要です。
- 開発行為に伴う敷地境界の明示のための生垣（植栽）は補助対象外です。

申請書類

1. 生垣奨励補助金交付申請書（様式第1号）及び 生垣設置計画書
2. 位置図（1/2,500以上）、現地案内図
3. 工事見積書
4. 工事前の現況写真

<<問い合わせ先>>

下野市整備課 建築住宅グループ TEL：0285-32-8910